

びわ湖マラソン・かすみがうらマラソン・サロマ湖100kmウルトラマラソン マラソン大会を通じた地域活性化等に関する連携協定

びわ湖マラソン・かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン・サロマ湖100kmウルトラマラソン（以下、3大会）は、マラソン大会を通じた相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 3大会は、マラソン大会の開催を通じて、ランナーの参加促進、地域活性化、環境意識の向上を主な目的として連携・協力する。

（相互連携・協力事項）

第2条 3大会は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に協議のうえ、連携・協力する。

- （1） 連携企画を通じたランナー・応援者等の相互交流に関する事
- （2） 各種おもてなしやイベント等を通じた地域の活性化に関する事
- （3） 大会を通じた「湖」の環境意識の向上に関する事
- （4） その他、目的の達成に必要な取り組みに関する事

なお、前項の具体的な取り組みの内容については各大会の開催年度ごとに相互に協議のうえ、決定することとする。

（守秘義務）

第3条 3大会は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、3大会のすべてが承諾をした場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 3大会のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（事務局）

第5条 本協定に関する基本的な事務処理は、びわ湖マラソン大会実行委員会事務局が行うこととする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間中でも、3大会のいずれかが協定の解消を申し出た場合や、何らかの理由でいずれか

の大会の継続が困難な場合は、3大会で協議のうえ協定を解消できることとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、3大会で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3大会の代表者がそれぞれ署名または記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月31日

大会名 びわ湖マラソン
住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（事務局）

代表者 びわ湖マラソン大会実行委員会
 会長 三日月 大造

大会名 かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン
住 所 土浦市大和町9番2号（事務局）

代表者 かすみがうらマラソン大会実行委員会
 会長 安藤 真理子

大会名 サロマ湖100kmウルトラマラソン
住 所 北海道北見市常呂町字土佐2番地（事務局）

代表者 サロマ湖100kmウルトラマラソン実行委員会
 委員長 川田 昌弘